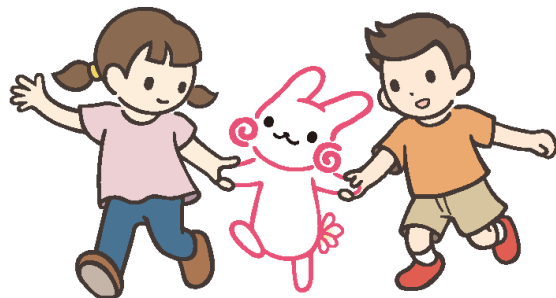


# 市長部局による学校での いじめ防止の取組みについて (案)



令和8年1月23日  
令和7年度第3回 総合教育会議  
危機管理対策室コンプライアンス推進課

# － 目次 －

- 1 検討の経緯
- 2 寝屋川市の取組み
- 3 取組みの内容(案)
- 4 組織(案)
- 5 教育委員会との連携など
- 6 今後のスケジュール(予定)

# 1 検討の経緯

- ① いじめを早期に対応することで、**児童生徒の尊厳及び人権の確保**につながる
- ② **教員の働き方改革**につながる
- ③ 「いじめ対策」が**市長の公約**(※1-13)になっていること

※ いじめ・虐待対応強化「子どもの声を受け止める相談事業等」を公約に掲げている

⇒ 酒井市長が令和7年4月に(いじめ対策の先進市の)**大阪府寝屋川市**を視察

+

**市内における小学校襲撃事件**(令和7年5月8日)



参考: 「いじめ対策」は、これまで学校や教育委員会が行ってきた固有の事務であるが、近年、全国のいくつかの自治体では、第三者的な立場において市長部局がかかわり、解決に向けた取り組みを行っている。

## 2 寝屋川市の取り組み

・市長部局に(危機管理部)監察課を設置し、いじめを停止するため様々なかたちでいじめの対応に取り組んでいる。具体的には、いじめ問題を市民の人権問題として捉え、教育委員会とは異なる第三者的な立場から対応している。「加害児童・生徒」「被害児童・生徒」の概念を用い対応している。

・先生方を中心とした学校現場でのいじめ対応を「教育的アプローチ」と定義し、これに加え、監察課において「行政的アプローチ」、弁護士等の力を借りた「法的アプローチ」により対応している。

・「いじめ通報促進チラシ」など、さまざまな相談方法を用意し、積極的に情報収集を行っている。いじめの通報等があった時は、監察課の職員が被害児童等、加害児童等、教員、保護者等に直接関与して調査や対応を行っている。早期にいじめの事実確認を行い、加害者への指導等を行うことで、1か月以内のいじめの停止を図っている。

・法的アプローチでは、被害者による警察の告訴、民事での訴訟を行うルートとして、刑事・民事事件に関する法的な手続を支援するため、その費用を市が補助する制度を設けている。

# 3 取組みの内容(案)

(対象) 立川市内公立学校(小・中学校28校)に在籍している児童・生徒

## ① いじめ防止のための周知活動

広報、ホームページ、学校へのチラシ配布 …… 学校(協力校)に関係なく**全校周知**  
学校行事等における周知活動 ……当初は、**協力校(※注)において取組み**

※注 初年度(及び2年目)は、協力校として位置付けた小学校3校、中学校2校程度からスタートする。  
ただし、取り扱ういじめの件数が少ない場合は、年度途中等でも協力校を増やすこととする。

## ② いじめ相談

電話、メール …… 学校に関係なく**全校で相談受付**  
タブレット、ちらしはがき(※注) …… 当初は、**協力校において相談受付**

※注 支給しているタブレット及び料金受取人払いのはがき付きのちらしにより申し出ができるようにする。



## ③ いじめへの対応

原則として、寝屋川方式を採用する。まずは「いじめを停止」させることを大前提に対応する。  
同市が行っている「**法的アプローチ**」手法も導入し、予算を科目存置する。

## ④ いじめ関連の会議への参加(又は主催)

## 4 組織(案)

① **組織名** **いじめ監察課** 1課1係体制  
(危機管理対策室に設置)

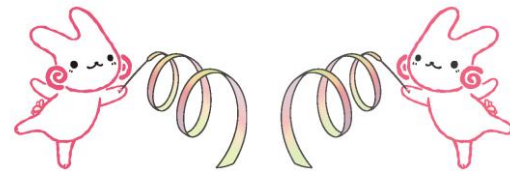
② **人員体制** 前述のとおり、初年度及び2年目は協力校  
において、いじめ対策を重点的に行うこととする。  
(人員想定)



正規職員のほか、会計年度任用職員として週数回  
**元学校管理職、心理職、弁護士職**を任用

# 5 教育委員会との連携など

- ① 本事業に対する学校・教職員の理解、協力を深めていく。  
⇒ 学校でのいじめ対策は必要不可欠であり、引き続き取り組みをお願いする。  
一方で、教員の働き方改革につながる取り組みでもあり、学校でできないことなどをサポートする。
- ② いじめ防止授業、スクールロイヤー制度について ⇒ 引き続き教委側で実施していただく。
- ③ 教育委員会事務局との連携 ⇒ 定期的に会議などを行い、情報共有する。
- ④ 学童保育所など、学校外で起きたいじめの対応 ⇒ 新組織に相談があれば対応する。
- ⑤ 他部署で行っているいじめ関連の取り組みは継続して行う



# 6 今後のスケジュール(予定)

令和7年度												
	11月上旬	11月下旬	12月上旬	12月下旬	1月上旬	1月下旬	2月上旬	2月下旬	3月上旬	3月下旬		
校長会概要説明(市長)					1.13							
総合教育会議						1.23						
校長会(長)説明(コンプラ)						★			★			
職場環境整備							→					
正規職員人事												内示
令和8年度上期												
	4月上旬	4月下旬	5月上旬	5月下旬	6月上旬	6月下旬	7月上旬	7月下旬	8月上旬	8月下旬	9月上旬	9月下旬
新組織結成	★											
職場環境整備	→											
協力校決定	→											
会計年度任用職員採用	→						7.1採用 (弁護士以外)				9.1採用 (弁護士)	
フロー・マニュアル作成	→								→ 会計年度職員の意見を踏まえ更新			
学校視察・事例研究	→											
全校ちらし印刷・配布					→			終業式までに配布				
専門家を招いた勉強会			→ 市政アドバイザーの活用も視野に									
相談業務開始(全校)								★				
協力校ちらし印刷・配布									→			
協力校タブレット準備									→			
法的アプローチ								→ 検討			→ 開始	
令和8年度下期												
	10月上旬	10月下旬	11月上旬	11月下旬	12月上旬	12月下旬	1月上旬	1月下旬	2月上旬	2月下旬	3月上旬	3月下旬
相談業務開始(協力校)	★											
協力校拡大検討			→									

※ このほか、プレスリリースを2回(2月頃及び5月頃)予定